

○経済産業省告示第百六十四号  
 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。  
 平成二十年七月二十三日

経済産業大臣臨時代理

登録番号	氏名	登録番号	氏名
107349	松永 秀幸	208212	藤田 信之
209774	町田 弘行	209845	西谷 泰隆
210713	野平 雅史	212174	東谷川 裕
213551	太田 崇彦	213753	三村 晃
300402	渡辺 賢文	300720	山田 浩平
300781	安原 俊	405869	民藤 隆二
405870	金子 雅之	405871	前野 隆雄
405872	長坂 真司	405873	川瀬 英樹
405874	浅田伸一郎	405875	川後 敏
405876	浅田 崇晴	405877	加藤 光雄

○経済産業省告示第百六十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十三条第三項の規定に基づき、平成二十年七月一日付環境省告示第五十八号

温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき、環境大臣が定める方法等を次のように定め、平成二十年八月一日から適用する。  
 平成二十年七月二十三日

環境大臣 鴨下 一郎

- 温泉法施行規則第六條の三第一項第一号及び第三号並びに第六條の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等
- 温泉法施行規則(以下「規則」という)第六條の三第一項第一号の環境大臣が定める方法及び値は、それぞれ別表第一の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 規則第六條の三第一項第三号の環境大臣が定める方法及び値は、別表第二の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 規則第六條の六第一項の環境大臣が定めるメタンの濃度の値は、別表第三の上欄に掲げる測定方法ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法 一 可燃性天然ガスを分離する設備を通過した温泉水が配管を通じて流入する貯水槽(排出口以外が密閉される構造を有するものに限る。以下同じ)が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント

けをもつて中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。  
 平成二十年七月二十三日

経済産業大臣臨時代理

登録番号	氏名	登録番号	氏名
400935	滝井 幸子	401710	藤原 啓一
402113	藤原 啓一	402113	藤原 眞里
405880	堀 みどり	405584	堀 みどり

経済産業大臣臨時代理

登録番号	氏名	登録番号	氏名
100807	三谷 寛	201034	菅 隆川郎
205208	藤田 英晴	209362	岩形 一

別表第二

測定方法	メタンの濃度の値
付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント

別表第三

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法 一 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスについて、付表第三に掲げる方法 二 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより前号の方法によることが困難であり、かつ、温泉水が配管を通じて流入する貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法 三 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより第一号の方法によることが困難であり、かつ、前号の貯水槽が設置されていない場合は、ゆう出した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の五十パーセント 爆発下限界の値の二十五パーセント 爆発下限界の値の五十パーセント

付表第一 貯水槽又は温泉井戸から排出される気体中のメタンの濃度の測定の方法

- 器具  
 携帯型の可燃性ガス測定器  
 吸引式可燃性ガス検知器であつて、日本工業規格(以下「規格」という)M七六五三に定める性能及び構造の要件を満たすもの
- 測定の手順  
 (一) 貯水槽においては、通常の使用状態における最高の水位まで温泉水を満たし、その水位を維持した上で、常時、温泉水を流入口から流入させ、かつ、流出口から流出させる。また、温泉井戸においては、温泉水を常時ゆう出させる。  
 (二) 携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、貯水槽又は温泉井戸の内外の空気をできる限り交換しない方法によりこれらの設備から排出される気体中のメタンの濃度を測定する。  
 (三) メタンの濃度が概ね安定するまでの間継続して測定し、最も高い濃度を測定結果とする。

付表第二

- 温泉水に付随する気体中のメタンの濃度のヘッドスペース法による測定の方法
- 器具  
 (一) 容器  
 容量三リットル以上のものであつて、蓋により密閉される構造を有するもの  
 (二) 付表第一の一に掲げる器具
  - 測定の手順  
 (一) 温泉水及びこれに付随する気体を空気に触れないように容器にその容量の五分の一まで採取する。  
 (二) 当該容器を速やかに密閉し、強く振とうすることにより温泉水に付随する気体を分離し、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。  
 (三) (一)及び(二)の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。また、一度使用した容器を再度使用する場合には、温泉水を採取する前に容器の内部のメタンの濃度を測定し、メタンが検出された場合は、これを除去する。

付表第三

温泉の採取に伴い発生するガス中のメタンの濃度の水上置換法による測定の方法

一 器具

(一) 容器

容量百ミリリットル以上のもの

(二) 付表第一の一に掲げる器具

二 測定の手順

(一) 温泉井戸において温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換する。

(二) 当該容器を下方に向けたまま静かに水面上に持ち上げ、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。

(三) (一)及び(二)の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。

備考

一 本文二の(一)の操作において、水面の面積が狭いこと等により温泉水の中に容器を沈めることが困難な場合には、温泉井戸から移し替えた温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換してもよい。

二 本文二の(二)の操作において、温泉の採取に伴い発生するガスが少量であり、容器の内部の温泉水を当該ガスで全て置換できない場合には、できる限り当該ガスで置換し、温泉水の中で容器を密栓した後、本文二の(一)及び(三)の操作に代えて、規格K11301の五に定める方法により容器の内部のメタンの濃度を測定してもよい。ただし、容器の中に酸素が含まれている場合は、測定された全酸素の濃度から空気の量を算定し、メタンの濃度を補正する。

○環境省告示第五十九号

平成五年四月環境庁告示第三十五号（農業取締法第三條第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号の環境庁長官の定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から起算する。

平成二十年七月二十三日

環境大臣 堀内 一昭

一 中「農業取締法」を「平成十七年八月環境省告示第83号（農業取締法第三條第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を改正する件）の適用日前にされた登録の申請に関し、農業取締法（昭和二十三年法律第82号）第三條第一項第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準については、同法」を「同法」及び「平均濃度は」とする。「超えること」となつてはならない」とする。と定める。

一の表の「4-ジシロクロロベンゼン（別名DCCPA又はプロパニル）の項を削る。」  
 一の表の「2-ニフェノールオロホキシン）-N（5'-8-ジメトキシ「1-N、4」トリアンロ「1、5-0」ピリミジン-2-ニール）-R（R-アトリフルオロホルゲン-2-ニール）」の項を削る。  
 一の表の「(別名ペンキスラム)の項の次に次のように加える。」

5-tert-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパ-2-ニールオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアザルギル)	0.2mg/l
---	---------

二 〇〇を次のように定める。

60 削除

2 (143) の次に次のように加える

(144) オキサジアルギル試験法

ア 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。

イ 試薬試液

アセトニトリル アセトニトリル（特級）

アセトン アセトン（特級）  
 ヘキサン ヘキサン（特級）  
 無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム（特級）  
 リン酸 リン酸（特級）  
 固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムクロマトグラフ用Caシリカゲル（シリカゲルにオクタジシランを化学的に結合させたもの）1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 シリカゲルミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムにカラムクロマトグラフ用シリカゲル600mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 オキサジアルギル標準品 本品は、オキサジアルギル99%以上を含み、融点は131℃である。

ウ 試験溶液の調製

A法 溶液抽出法

1) 試料200mlを500mlの分液漏斗に振り取り、ヘキサン100mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、ヘキサン層を分取する。残った水層についても、ヘキサン100mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全ヘキサン層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、500mlのナア型フラスコ中にろ過する。使用した三角フラスコをヘキサン20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナア型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

2) この残留物にヘキサン5mlを加えて溶かす。あらかじめ、シリカゲルミニカラムにヘキサン5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナア型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びアセトンの混液（7：3）10mlで展開し、流出液を50mlのナア型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。  
 この残留物にアセトニトリル及び蒸留水の混液（6：4）を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

B法 固相抽出法

試料200mlを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10～20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水5mlを流し、流出液を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。アセトニトリル10mlで展開し、流出液を50mlのナア型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。以下、この残留物についてA法の2)と同様の操作を行う。

H 高速液体クロマトグラフの操作条件

充填剤 シリカゲルにオクタジシランを化学的に結合させたものを用いる。  
 分離管 内径2～6mm、長さ15～30cmのステンレス管を用いる。  
 分離槽温度 40℃

溶離液 アセトニトリル、蒸留水及びリン酸の混液（60：40：0.1）を用い、オキサジアルギルが13～18分で流出するように流速を調整する。

検出器 波長230nmで測定する。

検量線の作成 オキサジアルギル標準品の500mg/lアセトニトリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びアセトニトリルの混液（6：4）で希釈して0.1～2mg/l溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ったオキサジアルギルの検量線を作成する。

カ 定置試験

試験溶液から20μlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オの検量線によりオキサジアルギルの重量を求め、これに基づき、試料中のオキサジアルギルの濃度を算出する。